



HRC GROM Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2025 NSF100 HRC トロフィー DUNLOP杯 グランドチャンピオンシップ2025

公示

HRC GROM Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2025 / NSF100 HRC トロフィー DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2025 は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）承認のもと、2025MFJ国内競技規則および競技会特別規則に基づいて開催される。

第 1 条 競技会の名称・格式

HRC GROM Cup DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2025
NSF100 HRC トロフィー DUNLOP 杯 グランドチャンピオンシップ 2025
(MFJ 承認競技会)

第 2 条 主催

ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
TEL: 0285-64-0200 / FAX: 0285-64-0209
<https://www.mr-motegi.jp/>

第 3 条 開催日程・公式予選・レース周回数

- 1) 開催日程：2025年11月15日（土）
- 2) 開催クラス：HRC GROM Cup DUNLOP杯 グランドチャンピオンシップ 2025 アドバンスクラス
HRC GROM Cup DUNLOP杯 グランドチャンピオンシップ 2025 ルーキークラス
NSF100 HRCトロフィー グランドチャンピオンシップ 2025 GCクラス
NSF100 HRCトロフィー DUNLOP杯 グランドチャンピオンシップ 2025 Jrクラス
- 3) 公式予選：20分間
- 4) レース周回数：7周

第 4 条 開催場所

モビリティリゾートもてぎ レーシングコース
栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
フルコース：4.8013km

第 5 条 競技会の組織

公式プログラムにて公示する。

第 6 条 参加料金・参加資格・参加台数

- 1) 参加料金 …全クラス 28,000円（税込）
※「もてぎ・鈴鹿共済会」（以下、MS共済会）非会員は同時に暫定共済会費(7,000円)が必要。

- 2) 参加資格 …①出場クラスへ2025年度2戦以上の参加実績(複数サーキット可)
②MFJライセンス所持(国際/国内/フレッシュマン/ピットクルー(A)/エンジョイ)
③出場資格年齢条件は、12歳以上とします。(2025年1月1日時点の年齢を適用します。)
④ピットクルーは最低1名登録を登録する事。
⑤ライダーおよびピットクルーは、MS共済会に加入すること。
⑥満 22 歳以下、および満 55 歳以上の参加者は、エアバッグ式プロテクションの装着を義務とします。
- 3) 参加台数 … 予選47台 決勝47台

第 7 条 参加申込み

- 1) WEB にて専用登録フォームに必要事項を入力し、期限内にエントリー料の振り込みを完了しなければならない。
- 2) ピットクルーは最低 1 名の登録を条件とし、最大2名までの登録ができる。
- 3) ライダーおよびピット要員は、以下 MS 共済会に加入すること。
- 4) コース上で負傷事故があった場合など、オフィシャルが正しく救助活動を行うために、ライダーは負傷・身体的障害・疾患がある場合、参加申し込み時に大会事務局まで申告しなければならない。申告を怠ると参加が取り消される場合がある。
- 5) 満 18 歳未満の参加者は、参加申込書の誓約書に保護者の署名と実印による捺印とその印鑑証明(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。
- 6) 上記の書類を選手受付時まで完全に提出できないものはいかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- 7) 参加を受理された後、参加を取消す申込者に参加料は返却されない。
- 8) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。

第 8 条 参加申し込み期間

2025年 9 月 17 日(水)～10 月 8 日(水)

第 9 条 キャンセル規定

- 1) 参加申し込み後のキャンセル料に関する規定は以下の通りとする。
10月8日(水)まで……………なし(振込手数料1,100円のみ差引返金)
10月9日(木)～10月31日(金)…5,500円(税込)
11月1日(日)～11月15日(土)…全額負担
- 2) 電話によるキャンセルは認められず、FAXによる書面提出または下記のお問い合わせフォームを通じて申請することを条件とする。
<https://mls.mobilityland.co.jp/form/InquiryInformation.aspx?formNo=evr1tXbmolA=>
- 3) キャンセル料は理由の如何を問わず発生する。

第 10 条 スポーツ安全保険

スポーツ安全保険に関する詳細は、MFJ が発行する「2025MFJ国内競技規則書」を参照すること。

第 11 条 MS 共済会(もてぎ・鈴鹿共済会)

MS 共済会は、年間加入または暫定加入とする。

- 1) 年間加入は SMSC(鈴鹿モータースポーツクラブ) 会員、もしくは MCoM(もてぎクラブオブスポーツ) 会員として登録され、所定の共済会費を収めた者とする。
- 2) 暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行、予選、決勝)のみ有効とする。
ライダー…7,000 円<レーシングコース>

ピットクルー・・・500 円

※ライダーの暫定加入は特別に定められた場合のみ行うことができる

第 12 条 選手受付（書類検査）

選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- ① 参加受理書
- ② MFJ ライセンス（ライダー）
- ③ SMSC/MCoM ライセンス（ライダー/ピットクルー）
- ④ 車両仕様書
- ⑤ その他、大会事務局が指定したもの

第 13 条 車両の変更

参加する車両の変更は大会前日までに大会事務局に申し出ること。

車両変更手数料は1台につき**5,500 円**とする。大会当日の変更は認められない。

第 14 条 参加車両

- 1) MFJ国内競技規則ならびに、下記車両規則に合致した車両でなければならない

・HRC GROM Cup

「HRC GROM Cup技術規則」2025年版に準ずる。

・NSF100 HRCトロフィー

「NSF100 HRCトロフィー車両規則」2025年版に準ずる。

- 2) レーシングレインタイヤの使用を認める。

第 15 条 身分証（クレデンシャル）・通行証

- 1) 参加申込みが正式に受理された参加者には、指定登録されたライダー、ピットクルーなどの身分証が主催者より送付され、特別スポーツ走行日当日より有効となる。
- 2) 参加者のトランスポーターは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければパドックへの通行および入場ができない。また駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告無しにレッカー移動する場合がある。
- 3) 第 1 パドックへ通行が許される参加者のトランスポーターは、1 台とする。
- 4) パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。
駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー移動し、参加者に罰則を科す場合がある。
- 5) パドック内駐車枠における車両（トランスポーター）以外の物による場所取り行為は禁止する。
車両以外の物が置かれている場合は主催者により撤去される。
- 6) 交付された身分証や車両通行証は他に貸与・転用してはならない。偽造、コピー等もしてならない。
違反があった場合は没収または罰則を科す場合がある。
- 7) 身分証、通行証を紛失または破損した場合は事務局に再交付の手続きをとること。

第 16 条 自動計測器（トランスポンダー）の装着

- 1) 全ての参加者は大会事務局が用意した自動計測器を車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。
- 2) 自動計測器の配布は選手受付時に行い、返却については各レース終了後 1 時間以内とする。（予選不通過車両は当該予選終了後 1 時間以内とする。）万一破損・紛失した場合、1 個につき 55,000 円（税込）が大会事務局より請求される。

3) 取り付け方法および箇所について

- ① 自動計測装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
- ② 地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。取り付け位置は図を参照のこと。
- ③ ホルダーを使用して取り付ける場合は、本体を取り付けるβピンを確実に差し込み、抜けないようにタイラップなどでピンの口が開かないようにすること。地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。

4) 参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有する『MY LAPS社製マイポンダー』を使用することができる。ただし、使用する際は以下の項目を遵守すること。

- ① 参加受付の際に使用申請を行うこと。
- ② 取り付け方法・箇所については、図（推奨位置）を参照のこと。
- ③ 計時長の判断により指示があった場合には、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。



第 17 条 燃料規定

- 1) モビリティリゾートもてぎ第1パドック内ガソリンスタンドのガソリンが指定される。
- 2) 燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置をつけたり、添加剤を混入してはならない。

第 18 条 車両検査・装備検査

- 1) 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って指定された場所で行う。
- 2) 車検場には、車両チェックシートを持参し、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
- 3) 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場が拒否される。
- 4) 決勝（ファイナルイベント）を通じて公式車両検査時と異なる車両、装備を使用した場合、罰則が課せられる場合がある。
- 5) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは次の通りである。
 - ① ヘルメット
フルフェイス形のもので、MFJが公認した2輪ロードレース専用でなければならない。（MFJが公認したヘルメットには認証マークが貼付されている）極端に古い物や傷があるものは使用を認めない。オフロード用、モタード用ヘルメットは認めない。ライダー同士での共有は認めない。
 - ② ヘルメットリムーバーシステム
 - ③ ブーツ
革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
 - ④ グローブ
革もしくは革と同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。
 - ⑤ レーシングスーツ
MFJが公認したロードレースもしくはモタード用でなければならない。
（MFJが公認したレーシングスーツには認証マークが貼付されている）
 - ⑥ チェストガード
胸部プロテクション（チェストガード）はCE規格「EN1621-3(Level1またはLevel2)」の使用のこと。

- ⑦ 脊柱プロテクション脊柱プロテクションの外側は、硬質の樹脂製素材でなくてはならない。脊柱プロテクションはCE規格「EN1621-2(Level1またはLevel2)」の使用のこと。

※レーシングスーツ内側装着タイプを強く推奨する。

- ⑧ エアバッグ（２輪用エアバッグ機能付きウエア）

「２輪用エアバッグ機能付きウエア」を使用するライダーは検査を受けなくてはならない。

エントリー受付時に満22歳以下、満55歳以上のライダーは「２輪用エアバッグ機能付きウエア」を装着しなければ参加できない。

第19 条 スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝（ファイナルイベント）レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェック（車検員による最終確認）を受けなければならない。チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とヘルメットとする。車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。（転がしタイヤの装着は禁止）スタート前チェック終了後は、各自ピット前にて車両を保管すること。車両保管中の給油を含む一切の作業を禁止する。

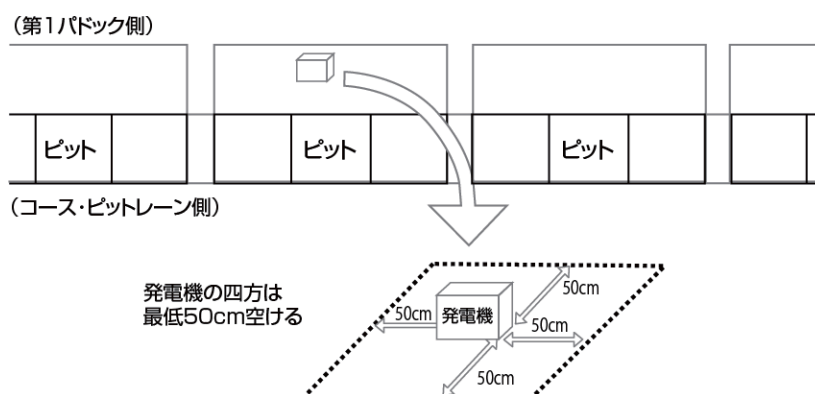
第 20 条 ピットおよびパドックの使用

- 1) タイヤサービス前、サービスハウス前には参加者は、車両を駐車することができない。
- 2) パドックおよびピットには、ペットなど小動物の同伴はできない。
- 3) パドック内での移動は荷下ろしや搬入/撤収時などを除き徒歩・もしくは自転車のみとする（電動アシストなどの動力付きは不可）。パドック内にペットを連れ込むことは禁止とする。
- 4) 割当てられたピット・パドックを、参加者相互で交換・変更する場合は、双方のチーム代表者が署名をしたピット変更届を大会事務局に提出し、事務局長の許可を得なければならない。
- 5) 特別スポーツ走行、決勝（ファイナルイベント）レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- 6) ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。喫煙は、許された場所（中央トイレ周辺・車検場前）以外で厳禁とする。また、ピット使用後は責任を持って清掃をすること。
- 7) ピットを割当てられた参加者は、特別スポーツ走行、決勝（ファイナルイベント）レースを通じて、ピット内の黄色の破線より前部分（コース側）は、当該走行クラスのピットとして使用できるよう工具、部品等は置かないこと。
- 8) ピットの鍵を借りる場合は、使用するピットの全参加代表者に了解を得た上で借りること。貸出は特別スポーツ走行日から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後2時間以内に返却できない場合は、シリンダー錠交換代金として55,000円を請求する。
- 9) ピット・パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。
粗大ゴミ等（カウル、マフラー、タイヤなど）は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。

ゴミ箱に捨てられる物	紙類 ビニール類 カン・ビン・ペットボトル 廃油 砂利 金属
必ず持ち帰るもの	タイヤ フレーム エンジン バッテリー その他家電製品等

- 10) ガソリン携行缶を使用する場合は、消防法によって認められた金属製のものを使用し、使用時 以外は確実に密栓すること。
- 11) ガソリンは防火上安全な場所に保管し、別容器に移し替える際はアースを取り安全な場所で行うこと。また運搬には細心の注意を払い安全に運搬すること。またガソリン周辺で電動工具は使用しないこと。
- 12) 車両に給油する際は、アース線の接続を行い、万が一に備えて消火器を車両に向けて給油を行うこと。
なおガソリンがこぼれた際は拭き取ること。
- 13) 移動式消火設備周囲黄線内に物を置かないこと。オフィシャルによる備品の移動を指示された場合は、黄線外まで速やかに備品を移動すること。
- 14) 廃油注入口および廃油缶および廃油入れ周辺に可燃物を置かないこと。またエンジンオイル以外は投入しないこと。

- 15) 自家発電機を使用する際は、防火上安全な場所に設置し最低周囲50cmの空地を確保すること。
また燃料補給する際にはエンジンを停止して行うこと。燃料は風通しの良い場所で保管し、容器は密栓すること。



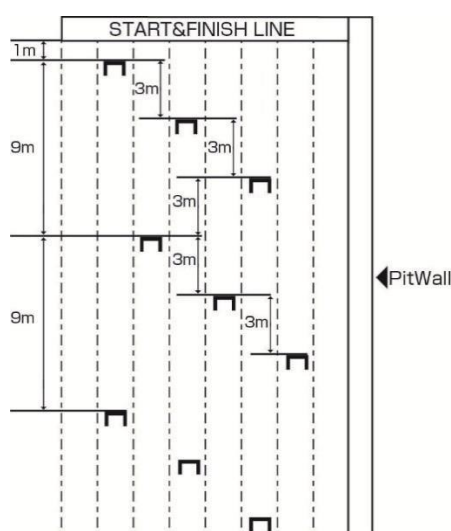
第21 条 公式予選

- 1) 予選方法はMFJ国内競技規則付則4 **16**公式予選のとおりとする。
- 2) 公式予選義務周回数は設定しない。
- 3) 決勝レースへの出走嘆願書提出は、暫定予選結果発表後30分以内とする。
- 4) 公式予選タイムにおいて複数のチームが同一のラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを記録したライダーが優先されグリッドが決定される

第22 条 スタート方法

1) スターティンググリッド

- ① 最前列は3台とし、以下各列同数で配列される。
- ② ポールポジションは左側とする。
- ③ 階段状グリッドを使用するものとする。



- 2) 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。
- 3) 決勝レースのスタート進行について、以下のとおりとする。

サイティングラップ開始：

- サイティングラップ開始から2分後、ピットレーン出口が閉鎖される。
- サイティングラップを1周してスターティンググリッドにつく。
- エンジンSTOPボード提示後、全車エンジンを停止する。
- サイティングラップに出走できなかったライダーは手押しでグリッドに移動できる。

ウォームアップラップ開始 3 分前：

グリッド前方で 3 分前が表示される。

すべての調整および作業は『3 分前』の表示が出るまでに完了しなければならない。

タイヤウォーマー使用の場合は、速やかに取り外さなくてはならない。

ピットレーンからグリッドへの移動は禁止とする。

押し駆け補助のメカニック2名以外はグリッド上より退去する。

以降、グリッド上でのすべての作業は禁止とする。

ウォームアップラップ開始1分前：

グリッド前方で1分前が表示される。

ここまでメカニックはグリッド上から退去を完了する。

エンジンを始動する。

ウォームアップラップ開始30秒前：

グリッド前方で30秒前が表示される。

ここまでメカニックはグリッド上から退去を完了する。

エンジンが始動できない車両は速やかにピット作業エリアに移動する。

ウォームアップラップ開始：

スタートオフィシャルの振動提示するグリーンフラッグの指示で、1 列目より順次スタートする。

その際、前方を十分注意して追突事故等が無いようにすること。

また、エンジンストール等でスタートできない場合は、後続車両に大きくアピールすること。

コースを 1 周して各自のグリッドに戻ってきたらグリッドの白線にフロントタイヤ先端をあわせ
停車する。

※ピットレーンからウォームアップラップを開始する場合、ピットレーン出口は10秒間開放となる
為、この間にスタートすること。

※ウォームアップラップ 1 周後、グリッドにてトラブル等があったら必ず競技役員に大きくアピール
をすること。

決勝レーススタート：

シグナルライトのレッドライトが点灯され、その2 ～ 5秒後にレッドライトが消灯された時点で
スタートとなる。

4) スタート進行の詳細はライダーズブリーフィングにて知らされる。

5) ジャンプスタートのペナルティーは、MFJ国内競技規則 付則4 19 スタートにおける反則に基づ
き、ライドスルーペナルティーを原則とする。

6) スタート時トラブルが発生した場合以下の処置がとられる。

スタート時の安全性を脅かすようなトラブルが発生した場合、スタートディレイドとする。その際は、赤旗振
動表示と「スタートディレイド」のボードがスタートラインのメインフラッグ台にて掲示される。エンジンを停止さ
せなくてもよい。

MFJ国内競技規則付則4 18 スタート方式に則り、スタート手順の再開が進行される。

～1) 速やかなスタート手順の再開が難しいと判断された場合、フラッグ台で「ENGINE STOP」ボード
を提示する。ボード提示以降、メカニックはグリッドへの立ち入りが認められ、すべてのライダーはマシンの
エンジンを停止させ、ピット前作業エリアに戻される。その際、ピットボックス内の作業も認める。

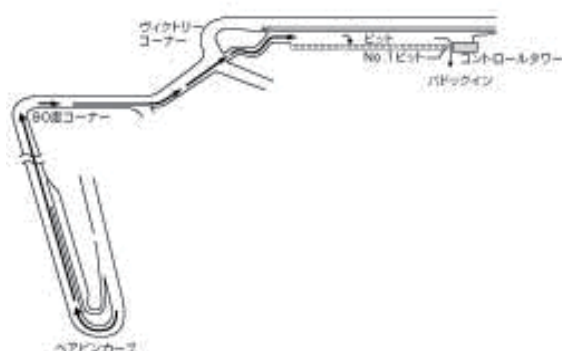
再スタート手順は、クイック・リスタートとする。

～2) グリッド上以外に問題なくすぐに再開できると判断した場合

スタート手順は「ウォームアップラップ開始30秒前」ボード提示からの再開になる。追加のウォームアップラップを1周行い、レースは1周減算となる。スタートディレイドの原因となったライダーはピットレーンまたはコースサイドの安全な場所に速やかに移動させられる。もし再スタートできる時には、ピットレーンからウォームアップラップを開始し、レースもピットスタートとする。

第23 条 ピットレーン/ピットアウト・ピットイン

- 1) 大会期間中を通じてピットレーンのスピード制限は**60km/h**以下とする。違反した場合は罰則を科す場合がある。
- 2) ピットインする車両は、ヘアピンカーブ出口から、コース右端に車両を寄せ、安全を確認してから、ピットレーンに進入しなければならない。ピットレーンおよびピット走行レーンは60km/h規制に従い走行しなければならない。また、補助レーン、ピット作業エリアは横切る目的以外で走行してはならない。



3) ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の3つに区分される。

①ピット走行レーン

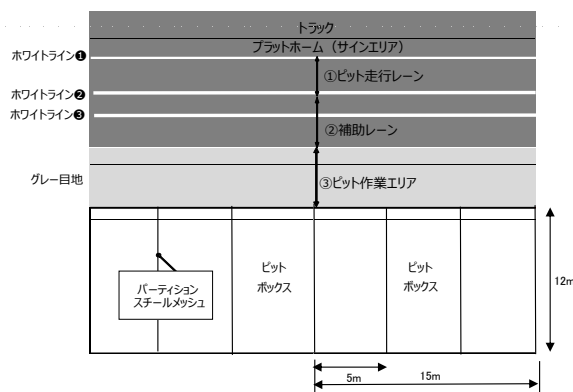
シグナリング・プラットホーム（ホワイトライン①）とホワイトライン②の間の部分。ピットインおよびピットアウト専用の区域

②補助レーン

ホワイトライン②とグレー目地の間の部分。ピット走行レーンからピット作業エリアへ移動する時(あるいはその逆)に通過する区域。

③ピット作業エリア

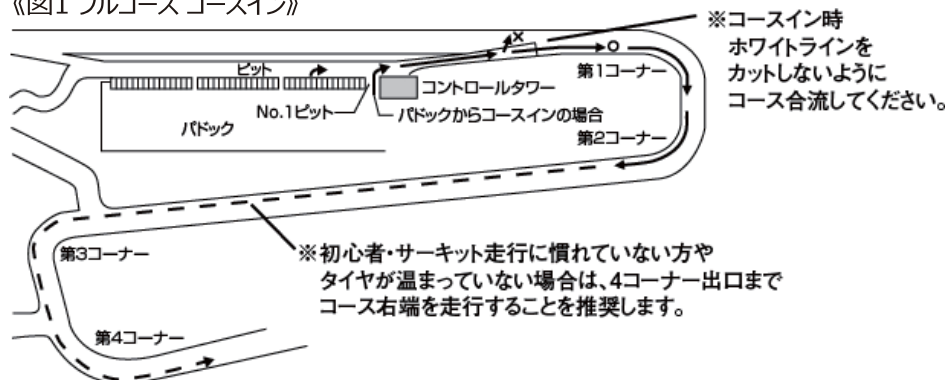
グレー目地とピットボックス前側溝(ピットレーン側)までの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。



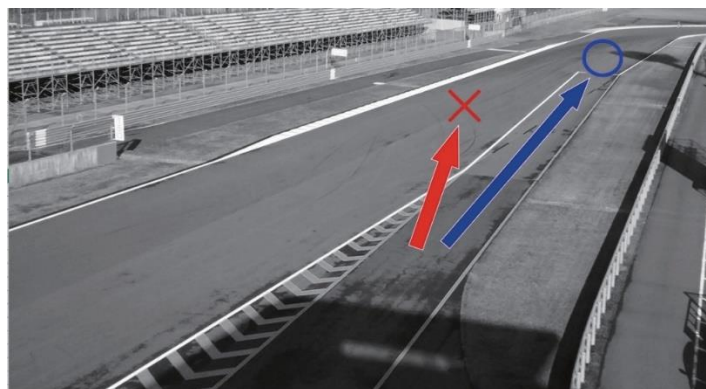
4) ピットレーン出口シグナルライトについて

- ①スポーツ走行、予選、決勝を通じて「レッドライト」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンライト」が点灯している時のみ、コースインすることができる。また、走行中は、いずれかの時点で「ブルーライト」の点滅に切り換わる。「ブルーライト」が点滅している時は、コースイン可能だが、すでにコース上を走行している車両があることを示しているので、充分注意してコースインすること。
 - ②コースインは、走行車両との合流に対し、最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。
- 5) ピットレーン出口から第1 コーナーにかけて引かれているホワイトライン(図2 参照) は以下のとおり運用する。
- ① ピットレーンよりコースに合流する車両は、ホワイトラインを越えて走行してはならない。
 - ② このラインはコース上を走行中の車両を制限するものではない。
- 6) ピットアウトしてコースインするライダーは、第2コーナーを通過するまで、コース右端ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

《図1 フルコース コースイン》



《図2 ホワイトライン詳細図》



第 24 条 ピット作業

- 1) ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えることと、ライダーの乗降行為の補助を言う。
ピット作業が許されるエリアは下図の『ピット作業エリア』とする。



- 2) 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前のピット作業エリアに出て作業することができる。ピット作業の場合を除いてピット作業エリアに出ること、部品や工具をピット作業エリアに置くことは禁止される。
- 3) 決勝レース中の燃料補給は認められない。

第 25 条 レース中の車両修理

競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、競技役員が保安目的で車両を移動、再スタート補助または処置する場合、当該車両のライダーとピットクルーが救済措置のため運ばれてきた車両を自己のピット前まで運ぶ場合、および自己のピットを通り越した車両をピット作業エリア内に押し戻す場合はこの限りではない。

第 26 条 ピットサイン

- 1) ピットサインエリアには、サインマン腕章を着用した登録のライダーもしくはピットクルー2名のみが、ピットサインエリアにてサインを送ることができる。
- 2) ピット前およびピットサインエリアでは傘等の風で飛ばされるものを身に付けてはならない。
- 3) ピットエリアにてかかとが完全に覆われていない履物の使用を禁止とする。一部でも肌が露出している履物は使用できず、使用できるものは運動靴や安全靴などの履物に限定される。
- 4) 走行中のライダーと無線機（携帯電話含む）等の通信は使用してはならない。
- 5) ピットサインエリアの専有は禁止とする。ただし、同じ場所を使う他チームの許可を得た場合のみ認められる。
- 6) ピットサインエリア～ピットボックス間のピットを横断する際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。
- 7) 全車スタートが完了し放送の指示が有るまではサインエリアに立ち入らない。
- 8) 使用するサインボードの大きさは 100cm × 60cm の長方形を超えるものであってはならない。
- 9) ピットサインエリア内には固定式パラソル（幅 2 m までのもの）を設置してもよいが、強風等で飛ばされないように対策をしなければならない。固定式のアタッチメント等がコース側およびピットレーンにはみ出してはならない。また、ピットサインエリア内の通行を妨げないようにすること。イベント終了後は使用したピットサインエリアは、責任を持って清掃し使用前の状態に戻すこと。

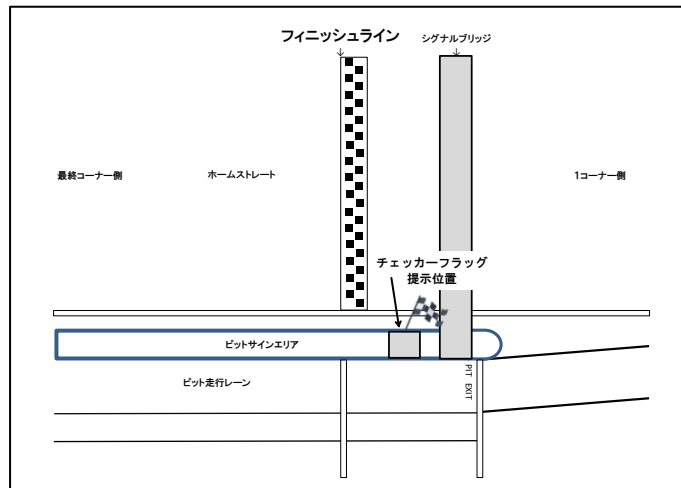
第 27 条 赤旗中断されたレースの再スタート

レースが再スタートされる場合の手順、ならびに再スタート後の周回数については MFJ 国内競技規則 付則 4 24 赤旗中断されたレースの再スタートに準ずる。また、トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来の レース距離の $\frac{2}{3}$ （小数点以下切り捨て）を走行した場合、当該レースは完了したと見なされる。

第 28 条 レース終了

- 1) トップのライダーが各レースに定められた周回数を終了した時点で、トップのライダーにチェッカーフラッグが提示される。
- 2) トップのライダーにチェッカーフラッグが提示された後、4分が経過した時をもってレース終了となる。
- 3) ピットレーンでチェッカーフラッグの提示を受けたライダーは、同周回数者の最後尾とする。

4) フィニッシュラインならびにチェッカーフラッグ提示位置は以下の通りとする。



第 29 条 順位の認定

- 1) レース終了とその順位の認定はMFJ国内競技規則付則 4 **28**に準ずる
- 2) 複数クラスが混走する決勝レースの場合、各クラスの完了周回数に基づき、順位を認定する。
- 3) 完走者の認定については、各クラス優勝者の完了周回数の75%をもとに規定する。

第 30 条 暫定表彰

チェッカーフラッグの提示を受けたライダーは、コースを徐行して 1 周した後、所定の保管区域に車両を持ち込まなければならない。

また、仮表彰対象のライダー仮表彰式に参加しなければならない。

第 31 条 賞典

<正賞> 各クラス 1～3 位 トロフィー

<OVER88賞> 装備品一式（レーシングスーツ・ヘルメット等）装着した状態で、体重が88kg以上の者の中で、最上位の者。（各クラス1名）

※2kgまでのウエイト調整を認める。ただし、ウエイトはリストバンドなど体に装着または、レーシングスーツに内蔵できなければならない。

※参加受付にて自己申告の上、車検時に装備品一式とともに体重測定を行う。

第 32 条 参加者の遵守事項

- 1) ライダーは、公式通知記載の当該クラスにて実施される全てのブリーフィングに必ず出席・確認をしなければならない。
- 2) 参加者は、参加申し込みをする際、並びに出場する大会の前日に、第40条にて定めるブルテンにて規則の変更や追加を確認しなければならない。
- 3) 参加者は競技会期間中、競技役員の指示に従わなければならない。
- 4) ライダーの服装は、MFJ国内競技規則 第3章 16 ライダーの装備に準ずる。またピットクルーの服装は、MFJ国内競技規則 第2章 9 ピットクルーに関する規定に準ずる。安全上、長袖、長ズボンの服装が望ましく、サンダル履きを禁止とする。
- 5) 参加者は、主催者や大会後援者、大会審査委員会およびレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

- 6) 参加者代表は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 7) 参加者は、スポーツマンシップにのっとり行動しなければならない。
- 8) カメラ搭載に関する誓約事項
車載カメラを使用する場合、巻末に掲載されている映像使用ガイドラインを誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。
カメラ搭載を申請する場合、WEBフォームにあるチェック欄にチェックを入れ申請すること。
そのほか以下の記載事項を厳守すること。
 - ・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けること。車検委員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正すること。修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すこと。
 - ・カメラ取付方法については、第42条 カメラ搭載(推奨カメラ取付方法)で推奨される取付方法に準ずる確実な落下防止策を施すこと。
 - ・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者は一切の損害賠償責任は問わない。
 - ・上記の誓約に違反した場合は、主催者の科す罰則等に従うこと。

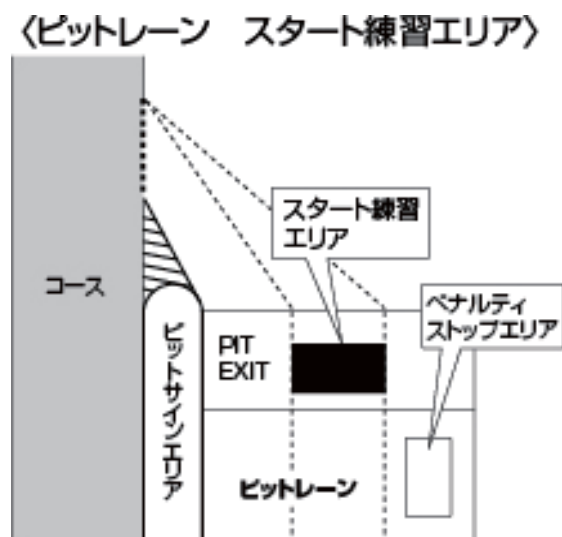
第 33 条 プリーフィング

- 1) プリーフィングにはすべてのライダーの参加が義務付けられる。欠席または遅刻した場合、罰則が科せられる場合がある。
- 2) プリーフィングは対面形式で実施され、プリーフィングにおいては、出席の確認が行われ、当該クラスのライダーは必ず出席しなければならない。
- 3) やむを得ない理由により欠席する場合は、チーム責任者が事前に書面にて申請し、競技監督の許可を受けなければならない。

第 34 条 走行中の遵守事項

- 1) スロー走行車は後方の安全を充分に確認し、合図をしながら基本的にはコース右端を走行する。また、著しくスピードが落ちている場合はすみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 2) オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- 3) ペナルティーストップ実施の場合、「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード（ペナルティーストップボード）をコントロールライン等で掲示する。
コントロールライン上での3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティを実行しない場合、失格となる。
- 4) ジャンプスタートのペナルティに対し、「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボードをコントロールライン等で掲示する。当該ライダーは、ピットレーン速度を遵守し、途中自ピットボックス等に停車することなくペナルティを受けなければならない。
コントロールライン上での3回目の提示を受けてもピットインせず、ペナルティを実行しない場合、当該ライダーは失格となる。
- 5) 西コース短絡路・東コース短絡路など規定以外のコースを走行してはならない。
これに違反した場合は、罰則を科す場合がある。
短絡路については巻末のコントロールタワー周辺図を参照。

- 6) ピットボックス内へ車両を移動した場合、予選中はその時点で走行終了、決勝レース中は、リタイヤと見なされる。この決勝とはスタート前チェックを開始した時点からの事を言う。
- 7) ペナルティストップエリア
ペナルティストップエリアは、下図「8)〈ピットレーン スタート練習エリア〉」で示す場所とする。
- 8) スタート練習
スタート練習は、ピットレーン出口においてのみ行うことができる。指定場所以外でのスタート練習は一切行ってはならない。スタート練習を行う場合は、後続車や周囲に十分に注意して行うこと。
(スタート練習可能エリアは次の図参照)



第 35 条 大会の中止

- 1) 大会組織委員会は、特別な事情が生じた場合、イベントを中止することができる。
- 2) 大会組織委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。
- 3) 大会の中止と参加料等の返却は、下記の表のとおりとする。参加者は、その他一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事 例	参加料	共済会掛金
大会期間中走行が 1 回も行われず中止	受付をした全チームに返却	共済会の適用となる練習走行が行われなければ返却する
走行は行われ決勝グリッド発表後中止	受付をした全チームに返却	共済会の適用となる練習走行が行われなければ返却する
決勝のスタートが行われたのち中止	返却しない	返却しない

第 36 条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内医務室の診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

(1) 芳賀日本赤十字病院

栃木県真岡市中郷271 TEL:0285-82-2195

(2) 済生会宇都宮病院

栃木県宇都宮市竹林町911-1 TEL:028-626-5500

(3) 獨協医科大学病院

栃木県下都賀郡壬生町北小林880 TEL:0282-86-1111

(4) 自治医科大学附属病院

栃木県下野市薬師寺3311-1 TEL:0285-44-2111

(5) 水戸済生会総病院

茨城県水戸市双葉台3-3-10 TEL:029-254-5151

(6) 水戸医療センター

茨城県茨城町桜の郷280 TEL:029-240-7711

第 37 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すこと無く、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- 2) チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- 3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、健康上の理由による競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 4) ゼッケンの指定、ピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 5) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 6) すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 7) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 8) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第 38 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽すことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 39 条 損害の補償

車両の破損：参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間をのぞき車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。

損傷の責任：イベント開催期間中、またはその前後におきたライダーおよびメカニック、ヘルパーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第40条 本規則の解釈

本特別規則およびイベントに関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者はイベント前日までに文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は、審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に文書または口頭で通告される。

第41条 ブルテンおよび公式通知の発行

本規則に記載されていないイベント運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

ブルテンは下記の情報ダウンロードページに掲載される。参加者は参加前に下記情報ダウンロードページのブルテンの内容を確認すること。

● <http://apps.mobilityland.co.jp/info/download/3nFWFH>

公式通知は下記のいずれかの方法により参加者に通告される。

- 1) 公式電子掲示板にて掲載される。
- 2) 代表者の住所へ郵送される。
- 3) 公式練習後、あるいは公式練習や決勝前など必要に応じて招集されるライダーズブリーフィングで指示される。
- 4) ピットモニターでのテロップにて伝達される。
- 5) 場内アナウンスによって案内される。

第42条 広告に関する事項

主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、かつライダーはこれを拒否することができない。

- 1) 公序良俗に反するもの
- 2) 政治・宗教に関連したもの
- 3) イベントに関係するスポンサーと競合するもの

第43条 カメラ搭載（推奨カメラ取付方法）

- ① Gopro 等の形状のカメラの場合、防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーが開くことを防止すること。カバーをマウントしているステーと車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。
- ② カメラにストラップ穴がある場合、カメラのストラップ穴と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。
- ③ 上記①・②に該当しないカメラの場合
カメラ本体と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングをし、脱落防止をすること。カメラ本体にタイラップ等を巻き、タイラップとのワイヤリングも許可される。
- ④ カメラ本体（単体）はステー等を用い、車体に確実に固定された変形しない面への取り付けが求められ、カメラ単体（ケース含む）をガムテープやベルクロ等の不確実な方法で競技車両に取付けることは禁止される。
・車載カメラの取り付けステーは以下のa. ～ d.の方法で競技車両に確実に固定し、ステーへの確実なカメラ固定と同時に、偶発的にカメラが脱落した場合に、落下防止のためのカメラ本体（防水カバー）へのステンレスワイヤー等によるワイヤリングを施した状態で車検を受けること。
 - a. カメラステーの取り付けはボルトまたはビス等で競技車両に確実に固定すること。
テープやタイラップ等による取り付けは許可されない。
 - b. リア付近にカメラを取り付ける場合は、フレームまたはリアカウルにステーを確実に固定すること。
カウルに取り付ける場合は、取り付け部の裏側等に当て板を使用しカウル強度を確保すること。
 - c. フロント付近にカメラを取り付ける場合は、左右フロントフォーク中心線より内側とし、ハンドルバー、またはハンドルブラケットへのステーおよびカメラの取り付けは禁止される。
 - d. カメラステーを含めたカメラセットの取り付け高さは、取り付け面（フロントはトップブリッジ、リアはリアカウル上面基準）から高さ100mm以下を目安とする。これに違反した場合は取り付けを許可されない場合がある。

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りません。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頭部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

TEL: 059-226-5161 FAX: 059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00~17:00)